

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{アライデンコウ}株式会社 荒井電工
住所 〒630-8144 奈良県奈良市東九条町246
^{フリガナ}代表者氏名 ^{アライ ケンタロウ}代表取締役 荒井 健太郎
電話番号 0742-61-1659
FAX番号 0742-62-6803
メールアドレス arai-dk@blue.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 荒井電工

〒630-8144

住 所 奈良県奈良市東九条町246

代表者氏名 代表取締役 荒井 健太郎



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 アライ ケンタロウ 荒井 健太郎 取締役 アライ ヨシフミ 荒井 義文 取締役 アライ ケイコ 荒井 恵子 監査役 アライ ケイコ 荒井 恵子	
事業の範囲	1. 電気工事業 2. 衛生設備、空調設備、昇降設備、給排水設備、冷暖房設備工事の請負 3. 防犯、防火、防災及び安全に関する設備機器、システムの販売 4. 上記各号に付帯する一切の業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	<p style="text-align: center;">アライデンコウ 株式会社 荒井電工</p>
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 630-8144 住所 奈良県奈良市東九条町246</p> <p>電話番号 0742-61-1659 F AX番号 0742-62-6803 メールアドレス aria-dk@blue.ocn.ne.jp</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p style="text-align: center;">荒井 健太郎</p>	<p style="text-align: center;">第 251903 号</p>

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
〃	パイプカッター	C4カッターC-4W (65～100mm用)	1	
〃	塩ビカッター	VCT42	1	
〃	〃	VCT35	1	
〃	ロータリバンドソー	RB10	1	
〃	電動セーバーソー	EZ45A1LJ2G	1	
管の加工用の 機械器具	やすり	300平型判丸型	2	
〃	パイプベンダー	1/2～11/2インチ	2	
〃	パイプねじ切り器	コンジット100	1	
管の接合用の 機械器具	ガス用トーチランプ	ガスボンベ式	3	
〃	パイプレンチ	13mm～100mm	1	
〃	スパナ		3	
〃	電気ヒーター		1	
〃	バイス受台	Φ100 340h～475h	1	
〃	バイス台	三脚	2	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ 手動式	T10K	2	
〃	水圧テストポンプ 電動式	T30K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 荒井電工
住 所 奈良県奈良市東九条町246
代表者氏名 代表取締役 荒井 健太郎



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良市東九条町246番地
株式会社荒井電工

会社法人等番号	1500-01-000140		
商号	株式会社荒井電工		
本店	奈良市東九条町246番地		
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	平成7年1月24日		
目的	1. 電気工事業 2. 衛生設備、空調設備、昇降設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備工事の請負 3. 防犯、防火、防災及び安全に関する設備機器、システムの販売 4. 上記各号に付帯する一切の業務		
発行可能株式総数	800株		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株		
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する <div style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記</div>		
資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには 取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	荒井義文	
			平成28年3月31日重任 ----- 平成29年10月23日登記
	取締役	荒井健太郎	
			平成28年3月31日重任 ----- 平成29年10月23日登記
	取締役	荒井恵子 昭和54年9月23日生	
			平成29年10月22日就任 ----- 平成29年10月23日登記

奈良市東九条町246番地
株式会社荒井電工

	奈良県大和郡山市朝日町3番12号ピアッツァ コート大和郡山駅前909号 代表取締役 荒井健太郎	平成29年10月22日就任 ----- 平成29年10月23日登記
	監査役 荒井恵子 昭和27年10月18日生	平成29年10月22日就任 ----- 平成29年10月23日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	----- 平成29年10月23日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 5月10日

奈良地方法務局桜井支局

登記官

二 柿 正 直



定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 荒井電工 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気工事業
2. 衛生設備、空調設備、昇降設備、給排水設備、電気設備、冷暖房設備工事の請負
3. 防犯、防火、防災及び安全に関する設備機器、システムの販売
4. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県奈良市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 800株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 7 条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 8 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。会社法施行規則22条1項各号の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集及び招集手続き)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

2. 株主総会を招集するには、株主総会の日前までに、議決権の行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。
3. 前項の招集通知は書面であることを要しない。
4. 第 2 項の規定に関わらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第 15 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印を行う。

第 4 章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

- 第 16 条 当社は、取締役 5 名以内を置く。

(代表取締役)

- 第 17 条 当社の取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

- 第 18 条 取締役が 2 名以上ある場合は代表取締役を、取締役が 1 名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

- 第 19 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 20 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 22 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の設置)

第 23 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。

2. 社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(取締役会議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印する。

(監査役の設置員数)

第 28 条 当社は、監査役 2 名以内を置く。

(監査役の選任)

第 29 条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠により選任された監査役の任期は、その退任した監査役の任期満了時までとする。

(監査役の報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 33 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2. 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は現行定款に相違ありません

令和 3 年 5 月 21 日



奈良県奈良市東九条町246番地
株式会社 荒井 電 工
代表取締役 荒井 健太郎



f

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第251903号
交付年月日 平成21年2月6日
本籍 奈良県
フリガナ ケンタロウ
氏名 荒井 健太郎
生年月日 昭和51年1月27日



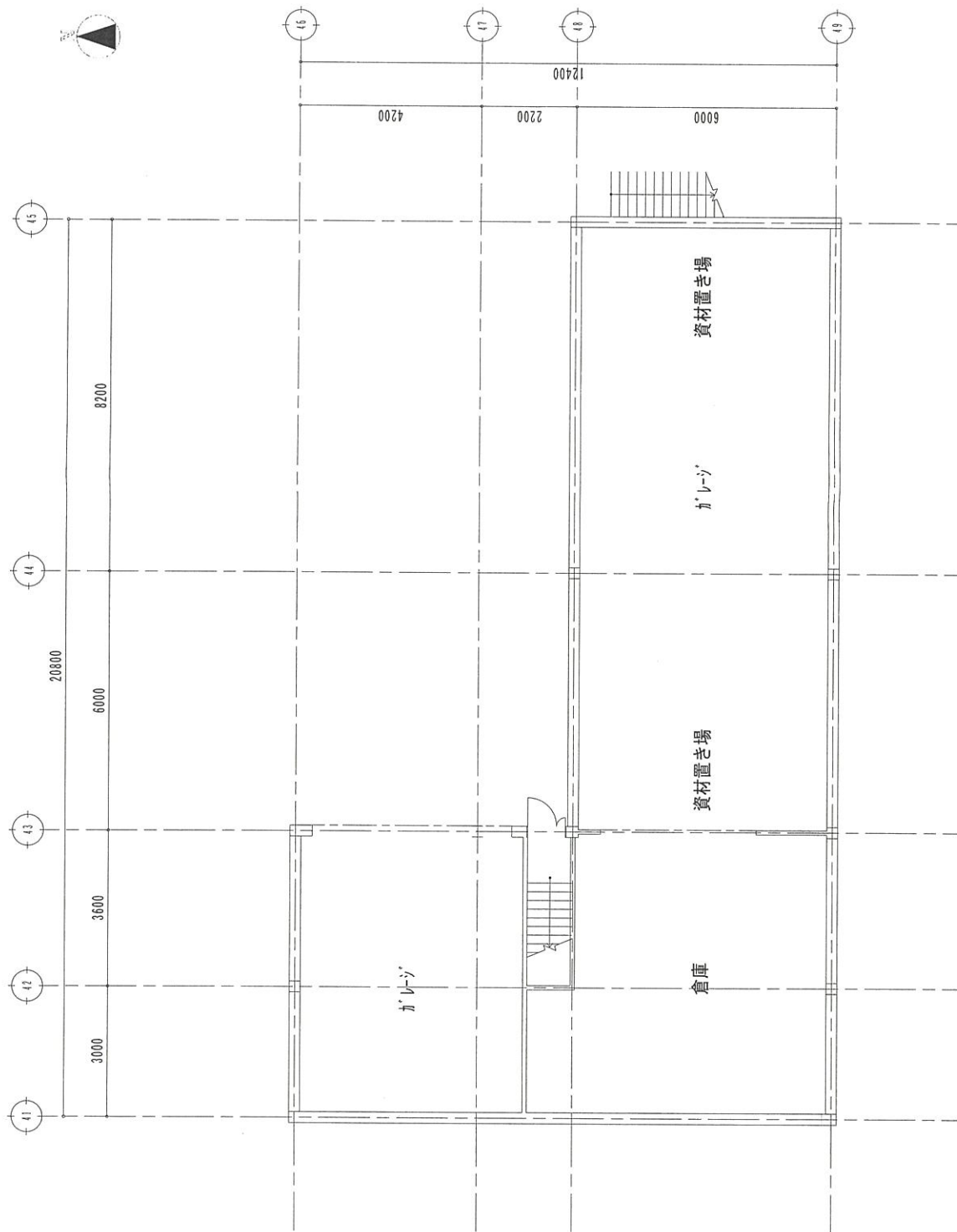
写真の書換え期限
平成31年
4月21日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



YAHOO! JAPAN 地図 奈良県奈良市東九条町246





記事

株式会社 荒井電工
 奈良市東九条町246
 0742-61-6559

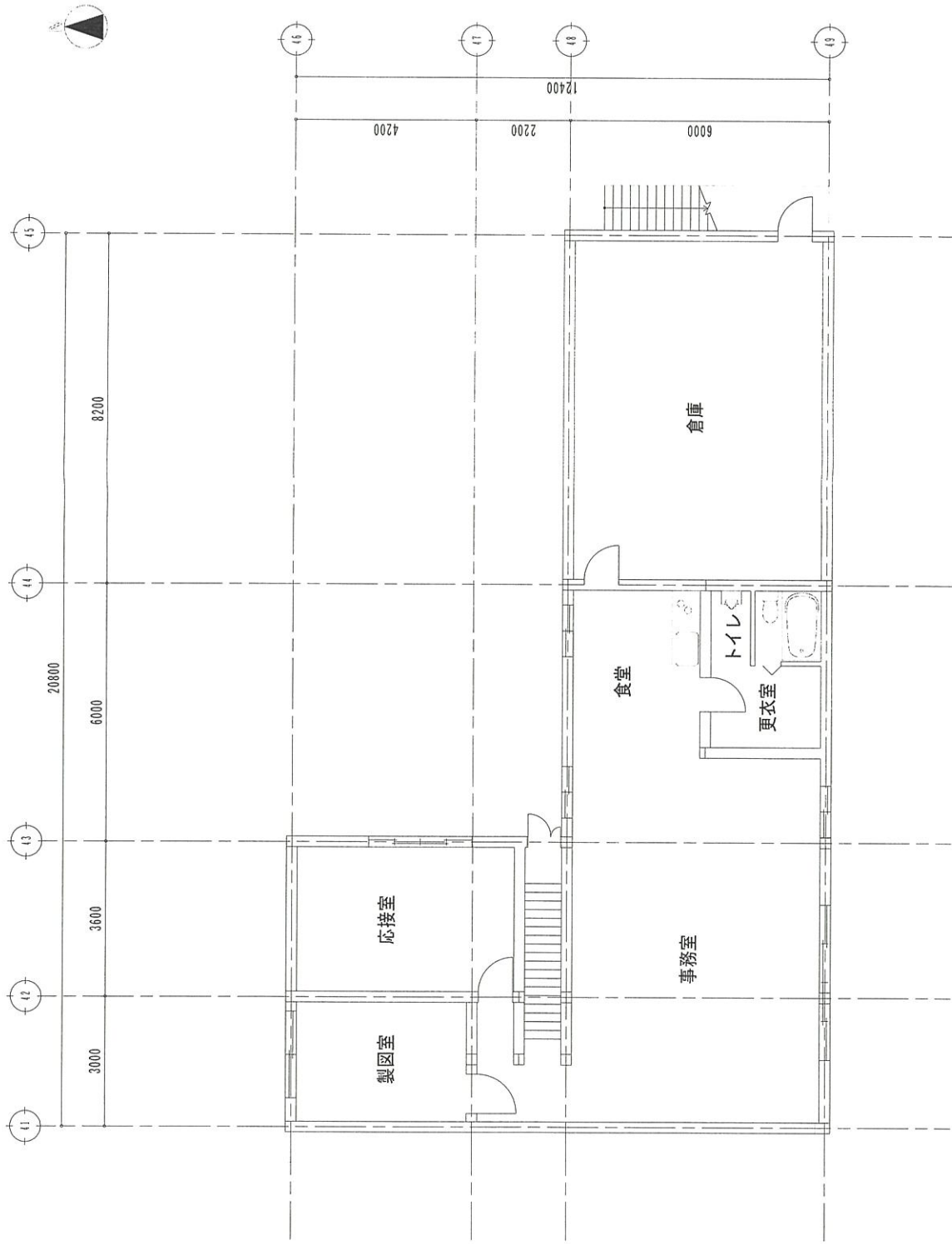
設計
 荒井電工

株式会社 荒井電工 本社
 規模 1/100
 作成年月日

図名
 図番

1F平面図

枚数



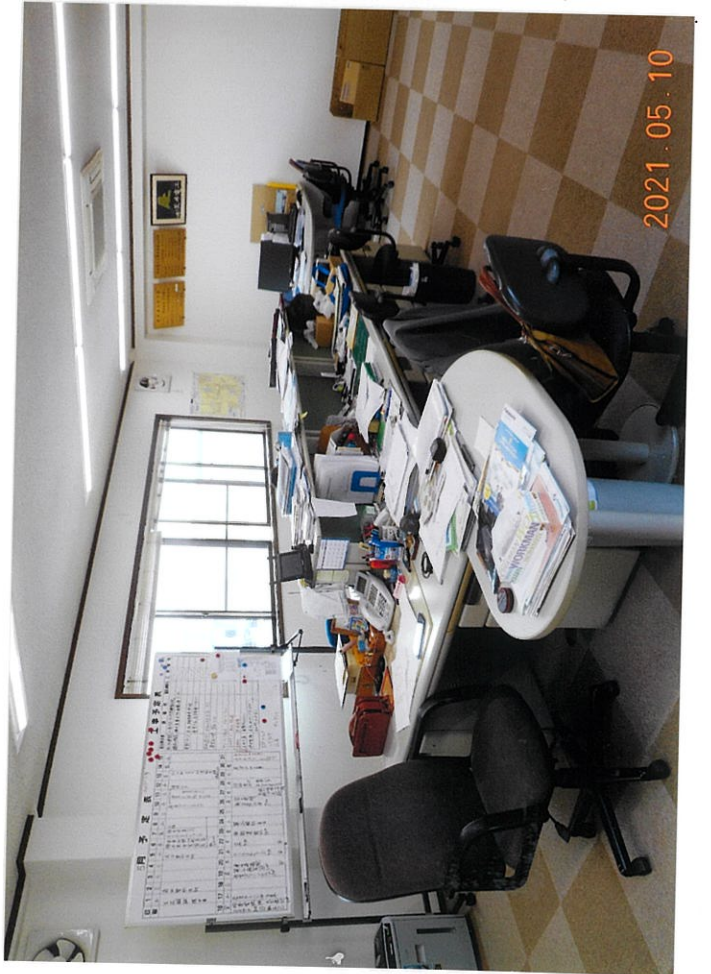
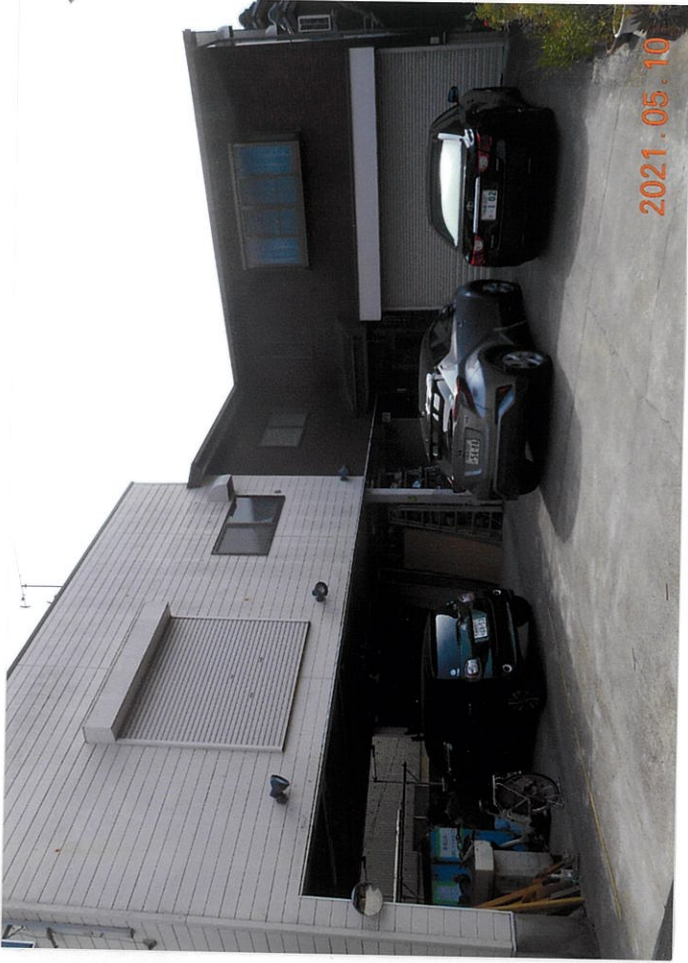
記号

株式会社 荒井電工
奈良市東九条町246
0742-61-1659

設計 棟図
株式会社 荒井電工
本社
作成年月日

2F平面図

1/100





委任状

受任者

登録番号 第 79280110 号

事務所 奈良県桜井市粟殿 734

行政書士 大倉 房男

連絡先 TEL : 0744-43-7535 FAX : 0744-43-3251

私は、上記の者を代理人と定め指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の申請先につき、資料収集・書類作成・申請代理・補修・申立・許可証の受取に関する一切の件を委任します。

令和 年 月 日

(委任者)

住所 奈良県奈良市東九条町 246

名称 株式会社 荒井電工

代表者名 代表取締役 荒井 健太郎



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 株式会社 荒井電気
氏名又は名称 アライデンコウ
住所 〒630-8144 奈良県奈良市東九条町246
フリガナ アライ ケンタロウ
代表者氏名 代表取締役 荒井 健太郎
電話番号 0742-61-1659
FAX番号 0742-62-6803
メールアドレス arai-dk@blue.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 荒井電工

住 所 奈良県奈良市東九条町 246

代表者氏名 代表取締役 荒井 健太郎



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 荒井電工	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
アライ ケンタロウ 荒井 健太郎	第 251903 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

ト

給水装置工事主任技術者証

免状番号 第251903号
交付年月日 平成21年 2月 6日
本籍 奈良県
フリガナ ケンタロウ
氏名 荒井 健太郎
生年月日 昭和51年 1月27日



写真の書換え期限
平成 31 年
4 月 21 日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長





委任状

受任者

登録番号 第 79280110 号

事務所 奈良県桜井市粟殿 734

行政書士 大倉 房男

連絡先 TEL : 0744-43-7535 FAX : 0744-43-3251

私は、上記の者を代理人と定め指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の申請先につき、資料収集・書類作成・申請代理・補修・申立・許可証の受取に関する一切の件を委任します。

令和 年 月 日

(委任者)

住所 奈良県奈良市東九条町 246

名称 株式会社 荒井電工

代表者名 代表取締役 荒井 健太郎

